

令和6年1月から 産前産後期間の国民健康保険料が軽減されます

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の保険料を一定期間、軽減する制度が創設されました。

世帯主からの届出が必要ですが、「出産育児一時金」の支給等により、出産の事実が確認できる場合、届出は不要です。

対象となる人

出産する予定または出産した被保険者

軽減内容

- ・出産予定日または出産日が属する月の前月から、4か月間の所得割保険料と均等割保険料
- ・双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産が属する月の3か月前から6か月間の所得割保険料と均等割保険料
- ※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産・流産・早産を含みます)
- ・軽減対象期間[色のついた部分が軽減期間]

	3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後	
単胎の人				出産予定日			4か月間
多胎の人				(出産日)			6か月間

届出と必要書類

出産予定日の6か月前から届出ができます。

- ①産前産後期間に係る保険料軽減届出書 ※ホームページからダウンロードできます
- ②母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
- ③単体妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができるもの

Q&A

Q1 届出をしないと、軽減は受けられないのですか。

A1 出産育児一時金(直接払い制度)の支給を受ける人は届出が不要ですが、直接払い制度を利用されない人は、届出が必要です。

Q2 令和5年12月に出産しました。何月分の保険料が軽減の対象となりますか。

A2 12月に出産した場合は、産後2か月にあたる令和6年1月分と2月分の保険料が軽減されます。

Q3 すでに保険料を納めていますが、保険料は戻ってきますか。

A3 納めていただいた保険料から、軽減対象分を還付します。

お問合せは、保険健康課 保険年金係
TEL 85-9564